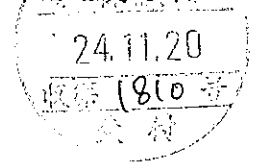
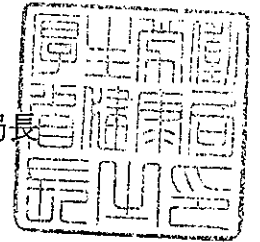


健発 1109 第 12 号
平成 24 年 11 月 9 日



各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



移植希望者（レシピエント）選択基準関連通知の一部訂正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

平成 22 年 10 月に、「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（平成 22 年 10 月 15 日健発 1015 第 4 号）により、基準通知の一部改正を行ったところですが、当該通知の参考 2 のうち、肺移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る改正部分に一部誤りがありましたので、訂正しました。

上記について、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。